

【イギリス】テロ対策及び国境警備法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019年2月、テロ対策及び国境警備に関する法律が制定された。この法律は、2017年のテロ事件や、2018年に発生した外国の関与が疑われる殺人未遂事件を踏まえたものである。

1 制定の背景

イギリスのテロ対策法制は、2000年テロリズム法¹（以下「2000年法」）をその柱としている。ただし、2001年のアメリカ同時多発テロ事件以降、次々と起こる事件及び状況の変化を踏まえ、新規の立法によるテロ対策の拡充が行われてきた²。その中でも、重要な位置を占めるのは、2000年法とともに今回見直しを加えられた2006年テロリズム法³（以下「2006年法」）である。2006年法は、2005年のロンドン同時多発テロ事件等を踏まえ、テロリズムの奨励やテロ表現物の頒布を、新たに犯罪として禁止するものであった。

2019年テロ対策及び国境警備法⁴（以下「2019年法」）も、2017年に連続して発生し、合計36名が死亡したロンドン及びマンチェスターでのテロ事件⁵や、2018年にソールズベリーで発生した、ロシア軍情報機関の元幹部セルゲイ・スクリパリ（Sergei Skripal）氏とその娘が神経剤で襲撃された事件⁶を踏まえて、2019年2月に制定されたものである。

2 2019年法の概要

2019年法は、3部28か条附則4編から成り、第1部「テロ対策」（第1条～第21条）、第2部「国境警備」（第22条）、第3部「財政規定」（第23条～第28条）という構成になっている。また、第1部は、第1章「テロ関連犯罪」、第2章「テロ関連犯罪者の処罰及び管理」、第3章「テロ対策権限」、第4章「雑則」と更に細分されている。施行日は、制定時又は国務大臣により定められる日とされた一部の規定を除いて、制定から2か月を経過した日（2019年4月）である。

2019年法の主な目的は、①近年のテロ関連犯罪のデジタル化等に対処するとともに、当該犯罪の予防を図ること、②拘禁刑の上限引上げのように、刑罰を重大なテロ関連犯罪に対応させ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年3月8日である。

¹ Terrorism Act 2000 c.11. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/11/enacted>>

² 岩切大地「イギリスにおけるテロ対策法制とその変容」大沢秀介・新井誠・横大道聡編『変容するテロリズムと法—各国における〈自由と安全〉法制の動向—』2017, 弘文堂, pp.257-274. イギリスの従来のテロ対策法制の詳細に関しては、同論文のほか、岩切大地「テロ対策権限に対する新たな統制方法?—イギリスにおける独立審査官制度—」同, pp.275-297; 小谷順子「テロを奨励する表現等の規制—イギリスの例—」同, pp.298-310 を参照。

³ Terrorism Act 2006 c.11. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/11/enacted>>

⁴ Counter-Terrorism and Border Security Act 2019 c.3. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/3/enacted>>

⁵ 政府も、この事件を受けて、2018年6月に新たな対テロ戦略（CONTEST）を公表した。HM Government, *CONTEST: The United Kingdom's Strategy for Countering Terrorism*, June 2018. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/716907/140618_CCS207_CCS0218929798-1_CONTEST_3.0_WEB.pdf> なお、CONTESTは2003年に策定され、その後、数次の改訂が行われている。岡久慶「英国の対国際テロリズム戦略—CONTEST—」『外国の立法』No.241, 2009.9, pp.198-226. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998403_po_024109.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

⁶ この事件には、ロシアの関与が疑われた。そのため、メイ（Theresa May）首相は、下院で、あらゆる形態の敵対的な国家による活動（hostile state activity）に対して国家の防衛を強化するための立法を準備していると表明していた。HC Hansard, 26 March 2018 vol 638 c557. <<https://hansard.parliament.uk/commons/2018-03-26/debates/B5EF4CEE-D0E9-4613-81C4-DDD9F03015EE/NationalSecurityAndRussia>>

ること、③テロ関連犯罪者に対する警察の管理能力を向上させること、④敵対的な国家による活動に対して、国境での警備を強化することである。

3 2019年法の主な規定

(1) テロ関連犯罪の対象拡大

(a) 指定団体

2000年法は、テロリズムに関与している団体を国務大臣が指定する「指定団体」制度を設け、当該団体への支援を求めることを犯罪と規定していた（同法第12条）。2019年法は、この犯罪となる範囲を、当該団体を支持する意見を表明した者にまで拡大する。その際、他者に指定団体への支援を勧めたか否かについては要件としない。

また、2000年法第13条は、指定団体の構成員又は支持者であるという合理的な疑いを引き起こすような衣服を、公の場で着用等することを犯罪と規定していた。2019年法は、こうした衣服を押収する権限を、新たに警察官に付与する。ただし、押収の対象は、上着に限定される。さらに、旗、紋章のような指定団体のシンボルを示した画像を公表することも犯罪とする。

(b) テロ関連情報

2000年法第58条は、合理的な理由がない限り、テロリストにとって有用と考えられる情報の収集を犯罪と規定していた。2019年法は、それに加えて、当該情報を含む資料にインターネット上でアクセス等することを犯罪とする。ただし、当該資料にテロリストにとって有用な情報が含まれていると知らなかったか、又は、ジャーナリストとしての業務若しくは学術研究の目的で当該資料にアクセスした場合など、合理的な理由がある場合には処罰の対象としない。

(2) テロ関連犯罪の厳罰化

①テロリストにとって有用な情報の収集、②軍隊、警察又は情報機関の構成員に関する情報のうち、テロリストにとって有用と考えられるものの収集、伝達又は公表（2000年法第58A条）、③テロリズムの奨励（2006年法第1条）、④テロ表現物の頒布（2006年法第2条）といったテロ準備犯罪に対する拘禁刑の上限を、10年（①、②）又は7年（③、④）からいずれも15年に引き上げる。

また、テロ行為についての情報を警察に提供しないことに対する情報不開示の罪（2000年法第38B条）に関しては、拘禁刑の上限を5年から10年に引き上げる。

(3) テロ関連犯罪者の管理強化

従来、テロ関連犯罪者には、その量刑に応じた一定の期間、出入国等の報告を定期的に行う義務（通知義務）が課されていた。2019年法は、当該者が保有している自動車を識別する情報を始め、通知すべき項目を追加し、当該義務を強化するものである。また、同時に、北アイルランドにおいてテロ関連犯罪により有罪とされた者にも、通知義務の対象を拡大している。

(4) 国境警備の強化

敵対的な国家による活動に関与しているか否かについて判断するために、港湾又は国境で出入国する者に対して行う停止、質問、捜索（search）及び拘束の権限を、警察官、入国管理官及び税関職員に付与している。

参考文献

- ・ Home Office, *Counter-Terrorism and Border Security Act 2019 Overarching Fact Sheet*, 2019.2. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/778175/2019-02-12_Overarching_Fact_Sheet_RA.pdf>